

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年 9月 1日

【会社名】 大和ハウス工業株式会社

【英訳名】 DAIWA HOUSE INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芳井 敬一

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田三丁目 3番 5号

【電話番号】 大阪 06(6342)1400

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 IR室長 山田 裕次

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田三丁目 3番 5号

【電話番号】 大阪 06(6342)1400

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 IR室長 山田 裕次

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第32回無担保社債（3年債）	40,000百万円
第33回無担保社債（5年債）	41,000百万円
（サステナビリティ・リンク・ボンド）	
第34回無担保社債（10年債）	19,000百万円
（サステナビリティ・リンク・ボンド）	
計	100,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月 5日
効力発生日	2022年10月13日
有効期限	2024年10月12日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
4 - 関東 1 - 1	2022年10月21日	150,000百万円	-	-
実績合計額(円)		150,000百万円 (150,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 150,000百万円
(150,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

大和ハウス工業株式会社 東京本社
(東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号)
大和ハウス工業株式会社 南関東支社
(横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号)
大和ハウス工業株式会社 中部支社
(名古屋市中村区平池町四丁目60番地9)
大和ハウス工業株式会社 神戸支店
(神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号)
大和ハウス工業株式会社 東関東支社
(千葉県船橋市葛飾町二丁目406番)
大和ハウス工業株式会社 北関東支社
(埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	大和ハウス工業株式会社第32回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金40,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金40,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.310%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2024年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から2023年12月20日までの利息を計算するとき及び半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）11.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2026年9月7日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2026年9月7日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）11.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年9月1日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年9月7日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第33回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）及び第34回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が本「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供をする旨の特約または当社が自らいつでも担保提供をすることができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2023年9月1日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用

格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

本社債について、当社はJCRからAA(ダブルA)の信用格付を2023年9月1日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR : 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定により社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社みずほ銀行を財務代理人として本社債の事務を委託した。

(2) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を(注)6.「公告の方法」に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは当社以外の社債またはその他借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会

において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を(注)6. 「公告の方法」に定める方法により公告するものとする。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載することによりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし(注)4. 「財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人」(1)号を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号の定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を(注)6. 「公告の方法」に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(注)6. 「公告の方法」に定める公告に関する費用

(注)9. 「社債権者集会」に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	9,600	1. 引受人は本社債の 全額につき連帯し て買取引受を行 う。 2. 本社債の引受手数 料は総額8,000万 円とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	7,600	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7,600	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,600	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	7,600	
計	-	40,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	大和ハウス工業株式会社第33回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金41,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金41,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.469%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2024年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から2023年12月20日までの利息を計算するとき及び半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）11.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年9月7日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年9月7日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）11.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年9月1日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年9月7日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第32回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）及び第34回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が本「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供をする旨の特約または当社が自らいつでも担保提供をすることができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2023年9月1日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げ

ることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAA（ダブルA）の信用格付を2023年9月1日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定により社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として本社債の事務を委託した。

(2) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を（注）6.「公告の方法」に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは当社以外の社債またはその他借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を(注)6.「公告の方法」に定める方法により公告するものとする。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし(注)4.「財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人」(1)号を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を(注)6.「公告の方法」に定める方法により公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(注)6.「公告の方法」に定める公告に関する費用

(注)9.「社債権者集会」に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	12,500	1. 引受人は本社債の 全額につき連帯し て買取引受を行 う。 2. 本社債の引受手数 料は総額1億225 万円とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	11,400	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,700	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,700	
計	-	41,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	大和ハウス工業株式会社第34回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金19,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金19,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.973%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2024年6月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 払込期日の翌日から2023年12月20日までの利息を計算するとき及び半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（注）11. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2033年9月7日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2033年9月7日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）11. 「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年9月1日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年9月7日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第32回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）及び第33回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が本「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または第2項により本社債のためにも担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供をする旨の特約または当社が自らいつでも担保提供をすることができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2023年9月1日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げ

ることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

本社債について、当社はJCRからAA(ダブルA)の信用格付を2023年9月1日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR : 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定により社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行を財務代理人として本社債の事務を委託した。

(2) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を(注)6.「公告の方法」に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは当社以外の社債またはその他借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を(注)6. 「公告の方法」に定める方法により公告するものとする。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし(注)4. 「財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人」(1)号を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を(注)6. 「公告の方法」に定める方法により公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(注)6. 「公告の方法」に定める公告に関する費用

(注)9. 「社債権者集会」に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,500	1. 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,700	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,600	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,600	
計	-	19,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
100,000	299	99,701

(注) 上記金額は、第32回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)、第33回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)及び第34回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)の合計金額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額99,701百万円は、50,000百万円を2023年9月15日に償還期限が到来する第21回無担保社債の償還資金に充当し、残額を2023年9月末までに償還予定のコマーシャル・ペーパーの償還資金の一部に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<大和ハウス工業株式会社第33回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）及び第34回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）（以下総称して、「本社債」）に関する情報>

サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適合性について

当社は、サステナビリティ・リンク・ボンド（注1）の発行のために「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023」（注2）、「サステナビリティ・リンク・ローン原則2023」（注3）、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」（注4）及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」（注5）に即したサステナビリティ・リンク・ファイナンスフレームワーク（以下、「本フレームワーク」）を策定しました。当社は、本フレームワークに関する上記原則への適合性についてのセカンドオピニオンを、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」）から取得しています。

なお、本フレームワークに係るセカンドオピニオンを取得するに当たって、環境省の令和5年度グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（注6）の補助金交付対象となることについて、発行支援者であるR&Iは、一般社団法人環境パートナーシップ会議より交付決定通知を受領しています。

- （注1）「サステナビリティ・リンク・ボンド」とは、発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG目標の達成状況に応じて、財務的・構造的に変化する可能性のある債券をいいます。達成状況は事前に設定されたKPI（重要業績評価指標）によって測定され、事前に設定された目標（SPTs：サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）の達成状況に応じて、債券の条件が変化します。
- （注2）「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023」とは、国際資本市場協会（ICMA）が2023年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドラインです。
- （注3）サステナビリティ・リンク・ローン原則2023」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）が2023年2月に公表したサステナビリティ・リンク・ローン等の商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドラインです。
- （注4）「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則等の国際原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2022年7月に公表したガイドラインです。
- （注5）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則等の国際原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2022年7月に公表したガイドラインです。
- （注6）「グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業」とは、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるサステナビリティ・リンク・ボンドの要件は、脱炭素関連部門においては、国内のエネルギー起源CO₂の排出削減（国内脱炭素化）に資するKPIが一つ以上含まれていることとなります。またKPIの選定、SPTの設定について、サステナビリティ・リンク・ボンド及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインとの適合の観点から、以下の要件を満たすことが必要となります。

（KPI）以下の全てを満たすこと

- A) 資金調達者のビジネスにとって関連性があり、マテリアルであり、高い戦略的意義を有すること
- B) 測定や定量化が可能であること
- C) ベンチマーク可能であること

（SPT）1. 以下の全てを満たすこと

- A) KPIにおける重要な改善を表し、BAUを超えるものであること
- B) 可能な場合は、ベンチマークや外部参照値と比較可能であること

- C)資金調達者の全体的なサステナビリティ / ESG戦略と整合していること
 D)資金調達前又は資金調達時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されること
2. 以下の3つの観点のうち、少なくとも2つの観点を組み合わせて目標設定していること
- A)資金調達者自身の長期的パフォーマンス
 B)同業他社等との比較
 C)科学的根拠、国・地域・国際目標
- ただし、上記3つの観点のうち2つが実質的に目標設定に使用出来ない場合、その詳細について合理的に説明すること。

1. KPIの選定

当社は、カーボンニュートラル実現へのコミットメントを示すため、下記のKPIを選定しました。

項目	KPI内容	対象
KPI 1	事業活動における温室効果ガス排出量（スコープ1 + 2）削減率（2015年度比）	当社グループの事務所、工場、施工現場、事業用施設等
KPI 2	まちづくりにおける温室効果ガス排出量（スコープ3・カテゴリ11）削減率（2015年度比）	当社グループが販売、開発した住宅や建築物

2. SPTsの設定

本社債においては、以下のSPTsを使用します。SPT 1 及びSPT 2 の2030年度目標は、当社グループで取組んでいる環境長期ビジョンにおける2030年マイルストーンの目標値です。いずれの2030年度目標も2023年7月に「1.5 未満」の水準に整合しているとSBT（注7）認定を取得しています。

<大和ハウス工業株式会社第33回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）
 （サステナビリティ・リンク・ボンド）>

SPTs	参照期間	判定日
SPT 1：事業活動における温室効果ガス排出量（スコープ1 + 2）2026年度55%削減（2015年度比）	2026年4月1日～ 2027年3月31日	2027年8月末
SPT 2：まちづくりにおける温室効果ガス排出量（スコープ3・カテゴリ11）2026年度54%削減（2015年度比）	2026年4月1日～ 2027年3月31日	2027年8月末

<大和ハウス工業株式会社第34回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）
 （サステナビリティ・リンク・ボンド）>

SPTs	参照期間	判定日
SPT 1：事業活動における温室効果ガス排出量（スコープ1 + 2）2030年度70%削減（2015年度比）	2030年4月1日～ 2031年3月31日	2031年8月末
SPT 2：まちづくりにおける温室効果ガス排出量（スコープ3・カテゴリ11）2030年度63%削減（2015年度比）	2030年4月1日～ 2031年3月31日	2031年8月末

（注7）「SBT（Science Based Targets）」とは、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標であり、パリ協定が求める水準に整合した排出削減目標が科学的根拠に基づいている場合、SBTi（Science Based Targets initiative）より認定を受けます。

3. 債券の特性

本社債の判定日において各SPTsが未達成の場合、必要な決議を経て、環境保全活動を目的とする公益社団法人、公益財団法人、国際機関、自治体認定NPO法人、地方自治体やそれに準じた組織に対して寄付を実施、又は排出権（CO₂削減価値をクレジット・証書化したもの）を購入、のいずれかを本社債の償還までに実施します。

金額は、SPT 1 が未達成の場合は、社債発行額の0.05%相当額、SPT 2 が未達成の場合は、社債発行額の0.05%相当額とします。

4. レポートニング

当社は設定したKPIのSPTsに対する達成状況について、以下の項目についてレポートを実施し、当社公表資料又はウェブサイトにて報告します。

項番	レポート内容	レポート時期
1	KPIの実績	サステナビリティ・リンク・ボンド発行後、判定日まで年次で公表
2	KPI・SPTsに関連する、最新のサステナビリティ戦略に関する情報	適時に公表
3	SPTs未達成の場合、寄付・排出権購入の実施状況 寄付を実施した場合は、適格寄付先の名称、選定理由、寄付額及び寄付実施予定時期 排出権を購入した場合は、排出権の名称、移転日及び購入額	

5. 検証

KPIの実績は、サステナビリティ・リンク・ボンド発行後、判定日まで、年次で独立した第三者からの検証を受けます。年次の第三者検証は当社公表資料又はウェブサイトにて開示します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第84期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第85期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年9月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年9月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年9月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年8月7日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2023年9月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

大和ハウス工業株式会社 本社
（大阪市北区梅田三丁目3番5号）
大和ハウス工業株式会社 東京本社
（東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号）
大和ハウス工業株式会社 南関東支社
（横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号）
大和ハウス工業株式会社 中部支社
（名古屋市中村区平池町四丁目60番地9）
大和ハウス工業株式会社 神戸支店
（神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号）
大和ハウス工業株式会社 東関東支社
（千葉県船橋市葛飾町二丁目406番）
大和ハウス工業株式会社 北関東支社
（埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。